

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年12月26日(2019.12.26)

【公表番号】特表2019-532991(P2019-532991A)

【公表日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-046

【出願番号】特願2019-523058(P2019-523058)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/155	(2006.01)
A 6 1 K	9/12	(2006.01)
A 6 1 K	9/107	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	9/50	(2006.01)
A 6 1 K	9/72	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/155
A 6 1 K	9/12
A 6 1 K	9/107
A 6 1 K	9/08
A 6 1 K	9/06
A 6 1 K	9/20
A 6 1 K	9/50
A 6 1 K	9/72
A 6 1 K	45/00
A 6 1 P	35/00
A 6 1 P	27/02
A 6 1 P	29/00
A 6 1 P	31/04

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月11日(2019.11.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1%以下の濃度でクロルヘキシジンを含む、対象における部位でバイオフィルムを崩壊させるための方法に使用するための水溶液の組成物であって、該方法がバイオフィルム感染を同定する段階、および該組成物を該バイオフィルムに投与する段階を含み、かつ該部位が、

- a) 血液、
- b) 尿生殖路、
- c) 気道、
- d) 腹腔内部位、
- e) 眼球部位、
- f) 結腸、
- g) 副鼻洞、
- h) 関節内部位、
- i) 縦隔部位、
- j) 脳脊髄部位、
- k) 頭蓋内部位、
- l) 胸部位、
- m) 皮膚および／または軟組織、
- n) 大腸または小腸、
- o) 火傷、ならびに
- p) 末端部位

から選択され、

少なくとも7 psiの圧力のもとで、該組成物がバイオフィルムに適用される、
前記組成物。

【請求項2】

クロルヘキシジンの濃度が約0.05%以下である、請求項1記載の組成物。

【請求項3】

クロルヘキシジンがクロルヘキシジングルコネートである、請求項1記載の組成物。

【請求項4】

前記組成物が、抗菌剤、抗ウイルス剤、殺真菌剤、化学療法薬剤、麻酔薬、出血を減少させる剤、および診断用剤から選択される第2の剤をさらに含む、請求項1記載の組成物。

【請求項5】

前記方法が、前記部位に吸引を適用する段階をさらに含む、請求項1記載の組成物。

【請求項6】

クロルヘキシジンが、クロルヘキシジンを含有する持続放出性材料を介して前記部位に投与される、請求項1記載の組成物。

【請求項7】

前記組成物が、静脈注射を介して血液に投与される、請求項1記載の組成物。

【請求項8】

前記方法が、慢性の炎症性病態を処置する、請求項1記載の組成物。

【請求項9】

前記組成物が、蒸気および／またはエアゾールの吸入を介して気道に投与される、請求項1記載の組成物。

【請求項10】

前記組成物が、乳液、溶液、懸濁液、または軟膏として眼球部位に投与される、請求項1記載の組成物。

【請求項11】

前記組成物が、生物界面活性剤と共に投与される、請求項1記載の組成物。

【請求項12】

前記組成物が、関節内注射を介して関節内部位に投与される、請求項1記載の組成物。

【請求項13】

前記組成物が、脳脊髄注射または脳脊髄灌注システムを介して脳脊髄部位に投与される、請求項1記載の組成物。

【請求項14】

前記組成物が、経口摂取用錠剤、マイクロカプセル球、ナノ粒子、時間制御送達シス

ム、凍結ブロック、単純な(plain)水溶液、等張液、または埋め込み型の徐放性送達システムとして投与される、請求項1記載の組成物。

【請求項15】

前記対象がバイオフィルム感染と診断されている、請求項1記載の組成物。

【請求項16】

抗生素質耐性微生物によって生じる感染を処置するために使用される、請求項1記載の組成物。

【請求項17】

前記方法が、抗生素質の投与をさらに含む、請求項1記載の組成物。

【請求項18】

前記方法が、プレバイオティクスまたはプロバイオティクスの投与をさらに含む、請求項1記載の組成物。

【請求項19】

結腸がんを処置するまたは結腸がんの進行を抑制するために使用される、請求項1記載の組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

本発明はまた、抗バイオフィルム組成物と、該抗バイオフィルム組成物の対象への投与のための機器または装置とを含む、キットおよびトレイを提供する。好ましい態様において、組成物、キット、およびトレイは滅菌される。

[本発明1001]

対象における部位でバイオフィルムを崩壊させるための方法であって、該方法がバイオフィルム感染を同定する段階、および1%以下の濃度でクロルヘキシジンを含む水溶液を該バイオフィルムに投与する段階を含み、かつ該部位が、

- a) 血液、
- b) 尿生殖路、
- c) 気道、
- d) 腹腔内部位、
- e) 眼球部位、
- f) 結腸、
- g) 副鼻洞、
- h) 関節内部位、
- i) 縦隔部位、
- j) 脳脊髄部位、
- k) 頭蓋内部位、
- l) 胸部部位、
- m) 皮膚および/または軟組織、
- n) 大腸または小腸、
- o) 火傷、ならびに
- p) 末端部位

から選択される、前記方法。

[本発明1002]

クロルヘキシジンの濃度が約0.05%以下である、本発明1001の方法。

[本発明1003]

クロルヘキシジンがクロルヘキシジングルコネートである、本発明1001の方法。

[本発明1004]

前記組成物が、抗菌剤、抗ウイルス剤、殺真菌剤、化学療法薬剤、麻酔薬、出血を減少させる剤、および診断用剤から選択される第2の剤をさらに含む、本発明1001の方法。

[本発明1005]

前記部位に吸引を適用する段階をさらに含む、本発明1001の方法。

[本発明1006]

クロルヘキシジンが、クロルヘキシジンを含有する持続放出性材料を介して前記部位に投与される、本発明1001の方法。

[本発明1007]

前記組成物が、静脈注射を介して血液に投与される、本発明1001の方法。

[本発明1008]

慢性の炎症性病態を処置する、本発明1001の方法。

[本発明1009]

前記組成物が、蒸気および／またはエアゾールの吸入を介して気道に投与される、本発明1001の方法。

[本発明1010]

前記組成物が、乳液、溶液、懸濁液、または軟膏として眼球部位に投与される、本発明1001の方法。

[本発明1011]

前記組成物が、生物界面活性剤と共に投与される、本発明1001の方法。

[本発明1012]

前記組成物が、関節内注射を介して関節内部位に投与される、本発明1001の方法。

[本発明1013]

前記組成物が、脳脊髄注射または脳脊髄灌注システムを介して脳脊髄部位に投与される、本発明1001の方法。

[本発明1014]

前記組成物が、経口摂取用錠剤、マイクロカプセル球、ナノ粒子、時間制御送達システム、凍結ブロック、単純な(plain)水溶液、等張液、または埋め込み型の徐放性送達システムとして投与される、本発明1001の方法。

[本発明1015]

前記対象がバイオフィルム感染と診断されている、本発明1001の方法。

[本発明1016]

少なくとも7 psiの圧力のもとで、前記溶液がバイオフィルムに適用される、本発明1001の方法。

[本発明1017]

抗生素質耐性微生物によって生じる感染を処置するために使用される、本発明1001の方法。

[本発明1018]

抗生素質の投与をさらに含む、本発明1001の方法。

[本発明1019]

プレバイオティクスまたはプロバイオティクスの投与をさらに含む、本発明1001の方法。

。

[本発明1020]

結腸がんを処置するまたは結腸がんの進行を抑制するために使用される、本発明1001の方法。